德島県告示第五百九十三号

基づき事業の認定をしたので、 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。 法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。 以下「法」という。)第二十条の規定に

令和二年九月二十九日

徳島県知事 飯泉 嘉門

一 起業者の名称

服洞田

一事業の種類

国民健康保険勝浦病院改築事業

三 起業地

収用の部分 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑及び字竹国地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断され

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

民健康保険勝浦病院改築事業(以下「本件事業」という。 申請に係る事業は、勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑及び字竹国地内を起業地とする国) である。

院に関する事業に該当すると認められるため、法第二十条第一号の要件を充足すると したがって、本件事業は、法第三条第二十四号に掲げる地方公共団体が設置する病

判断される。

∠ 法第二十条第二号の要件への適合性について

措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。 ン」を基に平成二十九年に「国民健康保険勝浦病院改築基本構想」、平成三十年に「 国民健康保険勝浦病院基本計画」を策定し、令和二年度には一般会計予算により財源 起業者である勝浦町は、平成二十八年に策定した「国民健康保険勝浦病院改革プラ

を有する者であると認められるため、 したがって、 本件事業については、 法第二十条第二号の要件を充足すると判断され 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力

න

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

一 得られる公共の利益

減少と高齢化、 し「治し支える医療・介護」に転換することが喫緊の課題となっている。 浦郡内の唯一の入院機能を持つ医療機関として郡内の医療を担っているが、 勝浦町が開院している国民健康保険勝浦病院(以下「勝浦病院」という。 疾病構造の変化等により、 医療形態を「治す医療」から介護と連携 人口の)は勝

想を踏まえた、 るものとした。 病院改革プラン」を策定し、住民の「かかりつけ医」としての機能及び地域医療構 勝浦町は、このような状況に対処するため、 地域包括ケアシステムの中心的な機能を有する勝浦病院 平成二十八年に「国民健康保険勝浦 の整備を図

現在の勝浦病院は病室の病床面積が狭く、 医療ベッドの間隔が不十分であ

法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定以下であり、 けている状況であり、これらの問題点を解消することが急務となっている。 を来している。診察室及び病棟における看護の動線も長く、 補修して使用を継続しているが、屋上等からの雨漏りもあり、診療等の業務に支障 子等と円滑に対向できず、建築設備(給排水、 患者の療養環境及び医療スタッフの診療環境が良好でない。 空調設備等) は老朽化し、応急的に 医療ベッド搬送時には車椅 患者に移動の負担をか 廊下の幅員も医療

移動が必要となり、緊急時の搬送に支障があるため、早期の対応が必要である。 現在の飛行場外離着陸場は駐車場と兼用となっており、 使用時には車両 ഗ

本件事業を実施することとした。 起業者は、このような状況に対処するため、 病院の施設整備の方向性を検討し、

される。 病床面積増加により入院費の療養環境加算の算定が見込まれ病院の収支向上も期待 集約され、病室や廊下の面積も広くなり、 れるとともに、幅広い患者に対応できるように診療室、病室、リハビリ等の施設が 本件事業の実施により、病院施設が新しくなり施設の老朽化による弊害が改善さ 療養環境や看護動線が著しく改善され、

デイケアコスモス等の整備とを一体的に実施することで、医療と介護及び福祉との す地域包括ケアシステムの構築に寄与することが期待される。 善され、訪問看護及び訪問リハビリテーションのサービスも充実し、 連携が強化され、在宅医療に関する退院支援、 また、 勝浦病院周辺の「医療と福祉ゾーン」において本件事業と介護施設である 急性期の対応、看取り等の機能も改 勝浦 町の目指

となる。 更に、 専用の飛行場外離着陸場が整備されることで、 緊急時の円滑な搬送が可能

が整備され、 に定める対象事業の要件を満たしていないため実施されていないが、本件事業の施 律第八十一号)及び徳島県環境影響評価条例(平成十二年徳島県条例第二十六号) リの活用も可能となることから、公益に資するところは極めて大きなものがある。 の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響は極めて小さいものと認められる。 行において規制値を上回る騒音及び振動が予測される工種はないため、工事期間中 よって、本件事業により得られる公共の利益は、 なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法 (平成九年法 本件事業の完成により、 医療、介護等の充実に寄与することが見込まれ、緊急時のドクターへ 勝浦町が掲げる地域包括ケアシステムの構築の中核施 相当程度存すると認められ . ද

失われる利益

において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない よる国内希少野生動植物並びに環境省レッドリスト及び徳島県レッドデータブック のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号) に めの特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。 起業者が行った現地調査及び文献調査によると、本件事業の起業地内には、 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)により、 起業者が保護

本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三)事業計画の合理性

すると本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。 つの候補地について比較検討が行われており、 の相乗効果が見込まれること等、社会的、 本件事業の起業地の選定に当たっては、 交通の利便性等を条件として選定した三 技術的及び経済的観点から総合的に勘案 工事が容易であること、 既存施設と

よって、本件事業の事業計画は、 合理的であると認められる。

越すると認められる。 を比較衡量すると、 以上のことから、「で述べた「得られる公共の利益」と「で述べた「失われる利益 本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優

するものであると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される したがって、本件事業については、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与

4_法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

り、医療形態を「治す医療」から介護と連携し「治し支える医療・介護」に転換す められる。 も求められていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認 ることが喫緊の課題となっており、緊急時に使用する専用の飛行場外離着陸場整備 3のこで述べたように、勝浦町は、 人口の減少と高齢化、疾病構造の変化等によ

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

ある。 から合理的であると認められる。 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行するために必要最小限の面積で また、 収用の範囲は、 全て本件事業の用に恒久的に供されるも のであること

られるため、 したがって、 法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。 本件事業は、 土地を収用し、 又は使用する公益上の必要があると認め

5 結論

る 以上のとおり、 本件事業は、 法第二十条各号の要件を全て充足するものと判断され

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

五

国民健康保険勝浦病院事務局